一緒に「かしこい選択」はじめませんか？

兵庫県

消費者教育で「かしこい選択」をしよう！

私たちは、お店で物を買ったり、携帯電話を使ったり、電車やバスに乗ったり、ご飯を食べたりと様々な選択をしながら日々の生活を送っています。

私たちの選択によって、よりよい社会にすることも、将来を豊かにすることもできます。逆に間違った選択をすることで消費者トラブルに巻き込まれることにもつながります。

消費者被害にあわないための知識を身につけて「だまされない消費者」になることはもちろん、豊かな生活を送るために必要な知識を身につけて実践できる「かしこい消費者」になるための消費者教育で「かしこい選択」をしていきましょう。

消費者教育は身の回りのありとあらゆるものが対象となります。環境、食育、国際理解、法、金融経済、人権、動物愛護、ものづくり、情報リテラシー、防災など様々な学びを深めることができます。私たちは誰もが消費者です。公正で持続可能な豊かな社会を一緒に創っていきましょう。

くらしのヤングクリエーターになりませんか？

兵庫県と大学生協事業連合関西北陸地区（当時の大学生協神戸事業連合）が、2010 年 5 月に「次世代の消費者教育・学習に関する協定」を締結し、次世代の消費者リーダーである「くらしのヤングクリエーター」の養成を目指し、協働で様々な取組を行っています。

2013 年からは、消費者啓発活動等を顕著に実践した大学生に、兵庫県知事より「くらしのヤングクリエーター活動認定証」が交付されています。2020 年度までの 8 年間で約 210 名の大学生が認定されました。

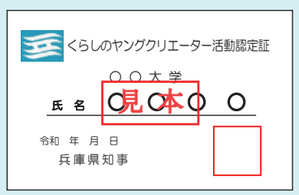

消費者トラブルに気をつけよう

大学生になると、高校生までとは異なり、時間やお金の使い方を自分の判断で自由に選択できる機会が増えます。一方で、その自由の代償として思わぬトラブルに巻き込まれる可能性も増えます。自分には関係ないと思わず、トラブルを未然に防ぐため、トラブル事例などから消費生活に関する基本的な知識を学び、自分で理解・選択・行動できる力（消費者力）を身につけましょう！

トラブルに巻き込まれないための７か条

第１条
いらないものは「いりません」とはっきり断ることが肝心

第２条
呼び出しや甘い誘いには簡単にはのらない

第３条
その場ですぐ契約せず、よく確かめて、家族、友人など信頼できる人に相談を

第４条
個人情報（住所・氏名・電話番号・口座等）を安易に提供しないように

第５条
納得できない請求への支払いは慎重に

第６条
ネット取引では、相手の連絡先の確認と契約の成立の画面を保存する

第７条
おかしいと思ったら、近くの相談窓口へ

成年年齢の引き下げと消費者教育

2022 年 4 月から成年年齢が満 20 歳から満 18 歳に引き下げられます。18 歳から成人になり、大人として扱われるようになります。早くから大人としての自覚をもつことができる反面、契約などを自由に行ってそれに対する責任を持つことも求められます。消費者被害を拡大させないために、消費者被害を防止するための消費者教育がますます必要になるとともに、大人としての自覚を持って、大人としての行動をしていくために消費者教育は欠かせません。

くらしのヤングクリエーターの活動紹介

くらしのヤングクリエーターの活動は、大学内での周りの大学生への消費者被害防止のための啓発活動や大学の枠を超えて他大学の学生や企業などと連携して、イベントやセミナーを学生自らが企画・運営して、新たな消費者としての学びの機会をつくる活動、そして、「くらしのヤングクリエーター」になる学生の仲間を増やしていく活動をするなど多岐に渡っています。

また、2016 年には様々な形で消費者教育に関わってきた「くらしのヤングクリエーター」らが連携し、「学生団体スマセレ」（2018 年より「NPO 法人スマセレ」として活動）を設立し、県内外の幅広い大学生や社会人を巻き込んだ活動にも取り組んでいます。

事業者と連携したイベント

生協や漁協と連携したセミナー

消費者・事業者・行政によるワークショップ

消費者被害啓発活動

エシカルファッションショー

オンラインワークショップ

SDGs と消費者教育

国連サミットで 2015 年 9 月に採択された 2030 年までの世界の共通目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「貧困をなくす」「気候変動に具体的な対策を」「産業と技術革新の基盤をつくる」といった 17 項目と、それらを達成するための具体的な 169 のターゲットで構成され、経済と環境と社会の調和を目指し、誰一人取り残さない世界の実現を目指しています。

SDGs の実現のためには一人一人の消費行動が、ますます重要視されてきます。人や環境・社会に配慮した消費行動である「エシカル消費」は、近年、注目されており、それを実践していくために消費者教育で知識をつけていくことも欠かすことができません。

友達を紹介するともうかる？

「お試し」のつもりが定期購入だった！

フリマサービスにご注意！

だまされた　おかしいな
しまった　困った
と思ったら

相談無料　秘密厳守

ひとりで悩まずに、最寄りの消費生活センターにお気軽にご相談ください！

消費者ホットライン　☎１８８

いやや！泣き寝入り

STEP 1

消費者ホットライン 188 を知る

誰でも被害者、そして加害者になる可能性もあります。被害を拡大しないためにも、気が付いたらすぐに相談しましょう。

STEP 2

消費者として学ぶ

学習ツールを利用したり、セミナー・イベントに参加したりすることで、一緒に学びませんか？

くらしのヤングクリエーター　検索

ひょうご発！くらしのヤングクリエーター

https://www.young-creator.net/

くらしのヤングクリエーターの大学生が様々な活動を発信し、共感の輪を広げています。学習ツール等も公開しています。

先輩の声

関西学院大学
総合政策学部　３年
矢野　志織

学生である私たちにとっては、教育も一つの商品であり、それを享受している私たちは立派な「消費者」の一員です。しかし、そのことを深く理解して責任を持って選択をしている学生はどのくらいいるのでしょうか。私は今まで自分の立場や責任を理解せずに毎日を過ごしていました。この活動に参加し、初めて自分の意見を積極的に発信し様々な問題に取組むことの大切さを学びました。学校や学生という狭いコミュニティの枠を超えて、事業者や行政、そして違う意見を持った消費者など様々な方々と意見を交流し接する機会を持つことで、一つの物事を多方面からの視点で見ることができました。限られた学生生活の中で、有意義な行動ができるように私たちも一緒に活動していく場をつくって待っています。是非、私たちと一緒に活動しましょう。

STEP 3

消費者教育の活動をする

あなたも「くらしのヤングクリエーター」として一緒に活動しませんか？お気軽にお問い合わせください。

＜制作＞

兵庫県企画県民部県民生活局消費生活課
〒650-8567
兵庫県神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号
TEL.078-362-3157
https://web.pref.hyogo.lg.jp/safe/cate2_803.html

大学生協事業連合関西北陸地区
〒532-0004
大阪府大阪市淀川区西宮原 2 丁目 7 番 15 号
TEL.06-7659-9799
https://u-coop.net

＜協力＞

全国大学生活協同組合連合会関西北陸ブロック
〒532-0004
大阪府大阪市淀川区西宮原 2 丁目 7 番 15 号
TEL.06-7659-9800
https://ksnet.u-coop.net

特定非営利活動法人スマセレ
〒673-0891
兵庫県明石市大明石町 2 丁目 4-18　信友ビル 302
TEL.078-585-6903
https://www.sma-sele.or.jp